

2/16月～3/16月 税の申告

平成26年分の確定申告と
平成27年度市・県民税の申告相談・受付
日時 2月16日～3月16日
午前9時～午後5時
場所 名張市役所1階大会議室
ゆめドームうえの (伊賀市ゆめが丘)

※土・日曜日は除く。会場の混雑状況によっては早め
に受付を終了させていただく場合がありますので、
午後4時までにお越しください。

インターネット上の税務相談 「タックスアンサー」のご案内

国税庁ホームページでは、税金に対するよ
くある質問に対する回答を、税金の種類ごと
に提供しています。インターネット環境のある
パソコンや携帯電話などで、「タックスアン
サー」で検索ください。

http://www.nta.go.jp/taxanswer

電子申告(e-Tax)しませんか？

所得税の確定申告を電子申告(e-Tax)で行
うと、書類の添付が省略できたり、還付を受け
る期間が短縮できたりする利点があります。詳
しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※贈与税についても、e-Taxが利用できます。

http://www.nta.go.jp

平成27年度 主な税制改正

■上場株式等の譲渡所得等および 配当所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係
る10%の軽減税率(所得税7%、市民税・県民税
3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもっ
て廃止されました。

	平成26年度 (平成25年分)	平成27年度 (平成26年分)
所得税	7%	15%
市民税・県民税	3%	5%

※平成25年1月1日から平成29年12月31日ま
での25年間所得税額に対して復興特別所得税と
して2.1%課税されます。

■住宅借入金等特別控除の延長・拡充

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)につ
いて適用期間が4年間(居住開始が平成26年1月
1日から平成29年12月31日まで)延長され、さ
らに平成26年4月1日以後に居住を開始し、特定
取得等に該当する場合の控除限度額が引き上げら
れました。

■相続税の基礎控除の引下げ

平成27年1月から、相続税の基礎控除が引き下
げられます。詳しくは上野税務署までお問い合わせ
ください(☎21-0950 自動音声「1」のあ
とに、相続税のご相談の場合「2」)。

▶申告が必要な人は…

所得 税

☎ 上野税務署 ☎ 21-0950

確定申告が 必要な人

- ◎給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える人
- ◎給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ◎給与を2ヵ所以上からもらっていて、所得の合計が20万円を超える人
- ◎営業・農業・報酬等・不動産・年金・譲渡などの所得があり、税法により所得税の納税が必要な人

申告すれば 税金が戻って くる人

- ◎給与所得や退職所得があり、医療費控除や住宅ローン控除などを受けられる人
- ◎給与所得者で年の途中で退職したなど、年末調整を受けなかった人
- ◎予定納税したが、確定申告の必要がなくなった人

★源泉徴収された税金や予定納税した税金が、納めすぎの場合は税金が戻ってきます(還付)。
還付申告をされる場合は、還付を受ける振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

◎確定申告の問い合わせ専用ダイヤル「確定申告電話相談センター」[3月16日]まで

→上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

※上野税務署には申告会場を設けていません。

※平成26年分の確定申告書は1月末ごろに送付予定ですが、電子申告推進のため、昨年電子申告を
した人(申告会場でパソコン入力をした人を含む)と、国税庁HPから申告書を作成し提出した人
には送付されません(代わりに申告案内が送付されます)。申告書が届かない場合でも、確定申告
が必要な人は必ず申告してください。

※申告期間を過ぎて住宅ローン控除の申告をされた場合、市民税・県民税への住宅ローン控除は適用
されません。必ず申告期間中に申告してください。

市民税・県民税

☎ 課税室 ☎ 63-7429

市・県民税 申告が必要 な人

- ◎平成27年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする
必要のない人のうち次に該当する人
- ・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
- ・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得
金額が20万円以下で確定申告をする必要のない人
- ・事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

※市民税・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税の算定を行う
のに必要な場合があります。◎申告書には必ず電話番号を記載してください。(申告書は、2月9
日ごろ送付予定)

▶申告の持ち物

- 印鑑・筆記用具
- 源泉徴収票(原本)
- 申告書、税務署からのお知らせがき
(税務署や市役所から送付されている人)
- 社会保険料控除を受ける場合
…支払った金額が分かる書類(注)
- 住宅ローン控除を受ける場合
…売買契約書のコピー、登記事項証明書、住民
票、借入金の年末残高証明書など
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合
…それらの保険料の控除証明書
- ◎その他「雑損控除」「寄附金控除」なども領
収書、証明書が必要
- 医療費控除を受ける場合
…支払った医療費の領収書(支払った金額を集
計しておいてください)、保険などで補てん
された金額の分かる書類
- ◎医療費の集計や収支計算書の作成などは事前
に済ませて申告会場へお越しください。

▶市民税・県民税 出張申告相談

○いずれの会場も開催時間は1時間となります。

○確定申告(所得税)は受付できません。

受付・相談日	会 場	時 間
2月24日 火	蔵持公民館	午前9時30分～
	名張公民館	午後1時30分～
2月25日 水	薦原公民館	午前9時30分～
	桔梗が丘公民館	午後1時30分～
2月26日 木	くにつふるさと館	午前9時30分～
	すずらん台市民センター	午後1時30分～

受付・相談日	会 場	時 間
2月27日 金	つつじが丘公民館	午前9時30分～
	赤目公民館	午後1時30分～
3月3日 火	錦生公民館	午前9時30分～
	梅が丘市民センター	午後1時30分～
3月4日 水	箕曲公民館	午前9時30分～
	百合が丘市民センター	午後1時30分～
3月5日 木	美旗市民センター	午前9時30分～
	比奈知公民館	午後1時30分～

(注)平成26年中に納付された国民健康保険税額(普通徴収分)、介護保険料額(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料額(普通徴収分)の各通知書は、1月23日(金)に発
送します。年金天引き納付分は年金の源泉徴収票でご確認ください。また、国民年金および国民年金基金の掛金については、領収書または証明書をお持ちください。